

長 建 協 発 第 3 2 8 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「労働安全衛生法第 2 8 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める
化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。